

セルフメディケーション税制スタート!!

OTC 医薬品（薬局やドラッグストアで処方せんなしに購入できる医薬品）の購入が高額になったとき、一定の条件を満たせば医療費控除の特例として所得控除の対象となる「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」が今年1月から始まりました。

どのような税制？

対象となる OTC 医薬品を1年間に12,000円以上購入した場合、12,000円を超えた金額が88,000円を限度として所得から控除されます。

対象となる世帯は？

所得税、住民税を納めていて、自治体の特定健康診査（メタボ検診）や会社の健康診断など受ける、予防接種を打つなど、健康管理に取り組んでいる世帯です。

対象となる OTC 医薬品は？

厚生労働省が定めた82成分を含む OTC 医薬品（薬局やドラッグストアで処方せんなしに購入できる医薬品）です。

どれくらい節税できるの？

所得税と住民税の負担が軽くなりますが、戻ってくる金額は、一年間の所得と OTC 医薬品の購入額によって異なります。



12錠/12回分 699円(税込)

★セルフメディケーション税制についてのお問い合わせは、タバタ薬局各店の薬剤師・登録販売者にお気軽にお問い合わせください。



6包 1,058円(税込)



14錠 1,419円(税込)



6錠 1,058円(税込)



27錠 1,706円(税込)



5g 972円(税込)

タバタ薬局では、この他にも OTC 医薬品を多数取り揃えております。